

平成 26 年 10 月 4 日制定  
令和 2 年 10 月 11 日改定  
令和 4 年 4 月 5 日改定

## 一般社団法人日本転倒予防学会推奨品規程細則

一般社団法人日本転倒予防学会

(目 的)

### 第 1 条

本細則は、一般社団法人日本転倒予防学会推奨品規程（以下、推奨品規程）における申請、登録、実施に係る諸事項を規程する。

(申請に係る経費)

### 第 2 条

#### 2-1 審査料

本会推奨品申請にあたっては、申請者は別表に定める審査料を本会に納入する。審査料は審査結果の如何によらず返還しない。また、審査中の申請取下げによる審査料の返還はしない。

#### 2-2 輸送費

申請時における必要書類、申請商品の見本の輸送費は申請者が負担する。

#### 2-3 見本の取り扱い

申請商品の見本は申請者の負担により提供する。見本は基本的に返還しない。登録期間中は本会事務局もしくは事業委員会で少なくとも 1 つの見本を保管する。

必要な場合、申請者は見本の返還を本会に要請出来る。ただし、原状での返還は保証しない。見本返還時の輸送費は申請者が負担する。

(審査員)

### 第 3 条

#### 3-1 審査員の選定

事業委員会は、審査員の選定にあたって申請者との間に利益相反がないことを確認しなくてはならない。

#### 3-2 謝礼

事業委員会は、審査員に謝礼を出すことが出来る。

(推奨品の登録)

### 第 4 条

#### 4-1 登録料

推奨品の登録にあたっては、申請者は別表に定める登録料を本会に収めなくてはならない。審査結果の通知から 1 年以内に登録料が納付されないとき、審査結果は無効となる。

登録期間中に申請者の都合により推奨品登録取下げの申し出があった場合、推奨品規程第 9 条により当該商品の推奨品登録が取り消された場合、もしくは推奨品の提供が停止した場合、登録料は返還しない。

#### 4-2 登録の更新

一般社団法人日本転倒予防学会推奨品規程第 6 条 6-3 項に基づき登録を更新する場合、申請者は当初の登録期間末日までに本会に延長の意思を伝えなくてはならない。

登録の延長には更新料の納付を必要とする。

#### 4-3 推奨品の再登録

申請者が推奨品の提供を中断したことにより推奨品登録を延長せず、申請者が推奨品提供事業を再開するとき、事業委員会は提供される商品が受審時と相違ないことを確認した上で推奨品の再登録を認めることができる。

#### (推奨品の実施)

### 第5条

#### 5-1 推奨品マークの利用

申請者は推奨品マークを、自社カタログ、広告、販売社等第三者の発行するカタログや記事、web ページ（販売社等第三者の web ページを含む）、ネット公開した文書データや画像データ（ダウンロード可能なものを含む）において使用することができる。推奨品マークを印刷物、web ページ等で使用する場合、必ず本会から提供された画像データを使用する。提供データの利用においては、申請者は指定された範囲での拡大・縮小以外の改変はできない。申請者は、本会に提供データの形式について要望を出すことができる。

#### 5-2 配布物の印刷部数

第三者に配布する印刷物は、登録期間中の累計で 3 千部まで印刷出来る。期間中に累計 3 千部を越えて印刷する場合、別表に定める追加料金を本会に納入しなくてはならない。

#### 5-3 登録期間延長時の適用

登録期間を延長した場合、5-2 項は新たに延長された期間において適用される。

#### (転倒予防医学研究会推奨品からの移行)

### 第6条

平成 26 年 3 月末日までに転倒予防医学研究会推奨品登録をされた商品については、一般社団法人日本転倒予防学会推奨品事業が引き継ぐこととする。平成 26 年 10 月末日までに取交された覚書、契約については登録期間終了まで有効とする。また、平成 26 年 11 月 1 日より平成 27 年 3 月末日までを移行期間とし、登録更新の場合は、協議の上、契約内容を決定する。ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に発生する事案については一般社団法人日本転倒予防学会推奨品規程および本細則に従う。

#### (細則の改廃)

### 第7条

本規程の改廃は、事業委員会が理事会に提案し、理事会の議を経て、代議員会が承認する。

#### (附 則)

本細則は平成 26 年 11 月 1 日より施行する。

本細則は令和 2 年 10 月 11 日より施行する。

本細則は令和 4 年 4 月 9 日より施行する。

平成 26 年 10 月 4 日制定

## 一般社団法人日本転倒予防学会推奨品細則別表

### 1. 推奨品申請・登録に関する料金

審査料	100,000 円 (税別)
登録料	200,000 円 (税別)
更新料	100,000 円 (税別)

### 2. リーフレット、パンフレット等配布物への推奨品認定記載料金

部数	追加料金
3千部超～6千部以下	150,000 円 (税別)
6千部超～1万部以下	200,000 円 (税別)
1万部超～5万部以下	250,000 円 (税別)
5万部超～20万部以下	300,000 円 (税別)
20万部超～50万部以下	350,000 円 (税別)
50万部超	400,000 円 (税別)